

亡くなった後に必要な手続き チェックリスト

期限	手続き	届け先	必要なもの	該当	完了
7 日 以内	死亡届	市区町村の役所	● 死亡診断書 ● 印鑑		
	火葬許可申請書 ※死亡届と一緒にを行う	市区町村の役所	● 印鑑		
14 日 以内	年金の受給停止 厚生年金は10日以内 国民年金は14日以内	年金事務所または 年金相談センター	● 亡くなった方の年金証書 ● 死亡診断書のコピー		
	国民健康保険の資格喪失届	市区町村の役所	● 亡くなった方の健康保険証 ● 死亡診断書のコピー ● 届出人の身分証明書(免許証など) ● 印鑑(必要ない場合もある)		
	介護保険の資格損失届	市区町村の役所	● 介護保険の資格喪失届(窓口でもらえます) ● 介護保険証		
	世帯主の変更届	市区町村の役所	● 届出人の身分証明書(免許証など) ● 印鑑		
3 か 月 以内	相続手続き(相続放棄など)	家庭裁判所	● 亡くなった人の除籍謄本 ● 放棄する相続人の戸籍謄本 ● 印鑑など		
4 か 月 以内	故人の所得税の申告 (準確定申告)	税務署	● 確定申告書、第一表、第二表、付表		

期限	手続き	届け先	必要なもの	該当	完了
10 か月以内	相続税の申告	税務署 (通常は専門家に依頼)			
1 年以内	遺留分減殺請求	請求する相手へ (専門家などに依頼)			
2 年以内	死亡一時金の請求	市区町村の役所または 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡くなった方の年金手帳、戸籍謄本、住民票(除票) ● 請求者の世帯全員の住民票の写し ● 受取先の預金通帳 ● 印鑑(認印可) 		
	葬祭費・埋葬料の請求	【葬祭費】 市区町村の役所 【埋葬料】 年金事務所または 健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡くなった方の保険証(返却済みの場合は不要) ● 印鑑(認印可) ● 受取先の預金通帳 ● 葬儀(または埋葬)をした領収書のコピー 		
	高額療養費の払い戻し	【こくほ】 市区町村の役所 【健康保険】 健康保険組合	加入している健康保険にお問い合わせください。		
3 年以内	生命保険金の受け取り	保険会社	保険会社にお問い合わせください。		
5 年以内	遺族年金の請求 ① 遺族基礎年金 ② 遺族厚生年金 ③ 寡婦(かふ)年金	市区町村の役所または 年金事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 亡くなった方の年金手帳、戸籍謄本、住民票(除票) ● 世帯全員の住民票の写し ● 請求者の収入が確認できる書類 ● 受取先の預金通帳 ● 印鑑(認印可) 		

● その他

期限	手続き	届け先	必要なもの	該当	完了
適時	公共料金の手続き	電力会社、水道局、ガス会社	● 名義変更届など		
	クレジットカードの解約	クレジット会社	インターネット・郵送などによる解約通知		
	固定電話	電話会社	● 死亡診断書のコピー ● 相続人の戸籍謄本など		
	携帯電話	電話会社	電話会社にお問い合わせください。		
	運転免許証の返納	警察署	● 運転免許証、死亡診断書のコピーなど		
	インターネット	プロバイダー	● 死亡診断書のコピー ● 本人確認書類（免許証など）		
	自動車保険	損保会社	損保会社にお問い合わせください。		
	パスポートの返却	パスポートセンター	● 死亡した事実がわかる書類（戸籍謄本など）		
	NHK受信料の解約	NHK	NHKフリーダイヤル窓口(0120-15-1515)		

● 相続関係

期限	手続き	届け先	必要なもの	該当	完了
適時	預貯金の相続手続き	金融機関	各届け先にお問い合わせください。		
	自動車の相続手続き	陸運局			
	不動産の相続手続き	法務局			
	有価証券の相続手続き	証券会社			
	賃貸契約書の書き換え	地主・家主			
	ローン契約	各会社			